

III

融資手続きのあらまし



お申込み時に必要な書類(各1部)

ご提出書類に不備がないか、以下のチェックポイントにて質問内容をご確認ください。

チェック欄	番号	書類名等	チェックポイント
	1	○共用部分リフォーム ローン借入申込書 ○積算表	◆借入希望額は、融資限度額以内ですか？⇒積算表① ◆管理組合印は押印されていますか？ ☆1 ◆記入漏れはありませんか？ ⇒沖縄公庫HPにて掲載しております。
	2	個人情報の取扱いに 関する同意書	◆管理組合印は押印されていますか？ ☆1 ⇒沖縄公庫HPにて掲載しております。
	3	保証委託契約申込書 (（公財）マンション管理センター宛)	◆管理組合印は押印されていますか？ ☆1 ⇒（公財）マンション管理センターHPにて掲載しております。
	4	管理規約の写し	◆組合員・業務・役員・集会（総会）・理事会・会計に関する 規定はありますか？☆2 ◆修繕積立金を管理費に充当できるという規定はないですか？
	5	区分所有状況の 確認資料	「戸数割り」または「専有面積割り」の場合 ★ マンション全体の住戸番号・専有面積・区分所有者を記した資料 (既存の資料で構いません) 上記以外の場合 ★ 「区分所有者負担割合一覧表」 ⇒沖縄公庫HPにて掲載しております。
	6	総会の議事録の写し	◆ 今回の工事、借入、返済方法、（公財）マンション管理センター への保証依頼に関する承認事項が含まれていますか？ ◆ 手持金や返済金に充当するため一時金を徴収する場合又は積立金を 増額する場合、徴収額が決議された時の議事録はありますか？ 管理組合法人ではない場合 ★ 現在の管理者の選任に関する決議 ◆ 議長と議事録署名人2名の署名・捺印はありますか？
	7	予算書及び決算書の写し (1期分)※会計期間が 6ヶ月の場合2期分 ・決議時の議事録の写し も併せて提出してください。	◆ 修繕積立金会計と管理費会計は区分されていますか？ ◆ 予算書はありますか？
	8	修繕積立金の帳簿等の 写し(滞納割合の確認)	◆ 滞納割合が10%以内ですか？ ◆ 申込日の属する月の前月までの1年間にかかる修繕積立金の帳簿は ありますか？
	9	工事費に充当する預金の 「残高証明書」または 「預金通帳の写し」	◆ 預金口座は現在の管理組合理事長名義になっていまか？ ◆ 借入申込書に記載されている「残高」の金額と一致していますか？ ◆ 申込日の前月末の残高になっていますか？
	10	写真	◆ マンション全体の概観がわかる写真をご提出ください。☆3
	11	付近見取図	◆ マンションの所在地が明確にわかるものですか？
	12	配置図	◆ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の申請建物の位置、 敷地の接する道路の位置と幅員を表示されていますか？ ◆ 今回の工事部分がわかるようにマーカー等で表示していますか？
	13	各階平面図	◆ 屋上工事を行う場合は併せて「R階平面図」はありますか？ ◆ 非住宅部分がある場合は、面積がわかるように明示されていますか？ ◆ 今回の工事箇所をマーカー等で明示していますか？
	14	工事見積書	◆ 借入申込書の工事内容と一致していますか？
	15	「沖縄振興開発金融公庫住 宅宅地債権積立手帳」の写し	◆ 沖縄公庫住宅宅地債権(美ら家債)をご利用されている場合のみ
	16	法人登記簿謄本	◆ 管理組合法人の場合のみ
	17	「公庫マンション情報登録証」 の写し	◆ 公庫マンション情報登録制度を利用されている場合のみ

- ☆ 1 管理組合法人の場合は、法務局に提出している代表理事の印です。
- ☆ 2 管理規約の内容が十分でない場合は、工事完了までに改定していただくことがあります。
- ☆ 3 工事完了後にも工事箇所の前後の写真をご提出していただきますので、工事前に修繕部分を撮影しておいてください。

【ご注意】

1. ご提出いただいた書類はお申し込みを辞退した場合などもお返しできませんので、あらかじめご承知おきください。
2. 一旦お申込みされますと、申込みの日から6ヶ月を経過する日の属する月の末日までは、申込みのやり直し(辞退などの後の再度の申込み)はできません。
3. お申込書の記載内容に虚偽があったとき、又はご提出いただいた書類が真正なものなかったときは、融資をお断りいたします。

2

融資の決定・工事着工

〔融資の決定〕

申込みの審査に合格しますと、沖縄公庫から「貸付承認通知書」をお送りします。

〔工事着工〕

着工は、「貸付承認通知書」を受け取った後(発行日以降)にしてください。

3

工事の完了・工事完了届等の提出

工事が完了しましたら、公庫本店住宅融資班へ次ページの書類をご提出ください。
ご提出に来られる際は、必ず事前にご連絡ください。

〔提出書類〕

チェック	必要書類 等	留意事項
	共用部分改良工事完了届	工事施工業者が2社以上ある場合は、それぞれの施工業者証明欄の記載が必要です。
	工事の施行状況がわかる 工事箇所の写真	a: 撮影場所を明示してください。 b: 施行前、後の比較ができることが必要です。 ・各工事内容につき代表的な箇所を工事前・後で1枚ずつ同じ角度で撮影。必ず工事前後を対比させ、工事内容を記入してください。 ・工事途中の写真は必要ありません。
	『工事請負契約書』の写し 工事請負契約に基づく請負代金内訳書の写し(見積書) 対象外工事がある場合は、内訳書の中で明確に工事費を分けてください。 工事代金請求書の写し	a: 今回の工事に対する契約書を全てご提出ください。 b: 「注文書」及び「注文請書」での契約の場合は、「注文書」及び「注文請書」の写しを両方ご提出ください(印紙のあるもの)。 c: 請負契約と「工事完了届」の「10、改良工事費等」の内容が一致することが必要です。 d: 各工事費は、消費税込みです。 工事代金を分割して支払う場合で、工事完了時までに支払済みの代金がある場合は、支払済みの工事代金の領収書・銀行の振込金受付書(銀行押印のあるもの)
	検査済証の写し	(建築確認申請を要する工事の場合のみ)

※ その他、公庫が審査上必要な書類の提出をお願いすることがあります。
また、現地調査を行う場合もあります。

- (注意) ① 耐震改修工事を実施する場合は、別途提出書類がありますので、住宅融資班へご確認ください。
② 後日、公庫において融資住宅の調査や工事費の支払いの調査を行うことがあります。
公庫の返済が完了するまで、公庫との契約書と一緒に、請負契約書や領収書を大切に保管してください。

4

融資総額の決定・保証料の振込み

- ・ 工事完了検査に合格しますと、公庫から「総額決定通知書」を発行いたします。
- ・ 融資総額の決定後、(公財)マンション管理センターから「保証料振込のご案内」が送付されますので、速やかに振込みを行ってください。
- ・ 保証料が振り込みますと、(公財)マンション管理センターから「保証料領収書 兼 保証委託契約証書」が送付されます。

5

金銭消費貸借契約の締結

- ・ 次の書類を揃えて、公庫で融資の契約(金銭消費貸借契約)手続きを行ってください。
 - ・ なお、手続に来られる際は、必ず事前に公庫融資担当者にご連絡ください。
- ※ 必ず、管理組合代表者(理事長)ご本人が公庫にご来店ください。
ご本人の来店がない場合は、ご契約できません。

〔提出書類〕

チェック	必要書類 等	留意事項
	保証料領収書兼保証委託契約証書	★(公財)マンション管理センターへ保証料をお支払後に送付される書類
	理事長の身分証明書	★運転免許証等
	収入印紙	収入印紙の金額は次の通りです。 融資金額 1億円超 5億円以下 ⇒ 100,000円 5,000万円超 1億円以下 ⇒ 60,000円 1,000万円超 5,000万円以下 ⇒ 20,000円 500万円超 1,000万円以下 ⇒ 10,000円 100万円超 500万円以下 ⇒ 2,000円
	管理組合名義の銀行預金口座の通帳	★ご融資金の振込及びご返済の引落口座の通帳 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、 沖縄県農業協同組合、鹿児島銀行のいずれか
	上記銀行口座の届出印鑑	
★法人格を有する管理組合の場合には以下の書類も追加でご準備ください。		
	理事長の実印	★ 法務局に提出している代表理事の印
	管理組合の印鑑証明書	
	管理組合の資格証明書	

(注意) 上記以外に、審査上必要な書類の提出や提示を尾根以外することがあります。

6

資金の受取り

- 契約時にお伝えした日に、資金交付をおこないます(口座振込)。
なお、資金受取りの際に交付額より融資手数料(38,060円(税込))を差し引き精算いたします。
毎月のご返済は、管理組合よりお申し出のありました金融機関より引き落としとなります。
※ (注意) 融資金受領後、施工業者への工事金支払は、必ず銀行振込みをご利用ください。